

第7回 定期 総会 議事録

1、日 時

令和3年7月5日(月)

2、場 所

中津市役所 4階 研修室

3、出席委員

1 番橋本委員、2 番坪根委員、3 番高倉委員、4 番白木原委員、5 番奥委員、6 番田畑委員、7 番多村委員、8 番中原委員、9 番石川委員、10 番田上委員、11 番松田委員、12 番百留委員、14 番梶原委員、15 番村上委員、最適化推進員、14名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、村本、武本、浦野、加藤、岩淵、鷹崎、苅北)

4、欠席委員

13 番玉麻委員、最適化推進員、9名(尾家、岡崎、北山、高橋、井上、北村、葦、江島、新谷)

5、事務局

福永局長、中春次長、桑島次長、井上

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午前9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

6 番 田畑委員、10 番 田上委員

福永局長

それでは、議事に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

中原会長

おはようございます。ただいまより、令和3年第7回定期総会を開催致します。は議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議 長

それでは、議事録署名委員を 6 番 田畑委員、10 番 田上委員にお願い致します。よろしく申し上げます。

議案審議

議第1号

議 長

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について

議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件の1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議 長	1 番について、現地調査の報告を橋本委員よりお願いします。
橋本委員	1 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後については、利用権の設定を行うということです。審議をお願いします。
議 長	1 番について、橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、1 番について、当委員会は許可と致します。それでは、2 番 3 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	2 番 3 番について、現地調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	2 番 3 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後は 2 番 3 番ともに、農地法 3 条申請を行うということです。審議をお願いします。
議 長	ただいま、浦野推進委員より、2 番 3 番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、2 番 3 番について当委員会は許可と致します。続いて、4 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	4 番について、現地調査の報告を松田委員にお願いします。
松田委員	4 番について報告いたします。双方確認の結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。審議をお願いします。

	す。
議 長	ただいま、松田委員より4番について調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第2号	空き家バンク付随農地について
議 長	議題2号空き家バンク付随農地について、事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま、空き家バンク付随農地について、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、空き家バンク付随農地について、当委員会は承認と致します。
議案審議 議第3号	農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について
議 長	議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、審議に入る前に、白木原委員、中原委員、苅北推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	白木原委員、退席 中原委員 退席（議長交代） 苅北推進委員 退席
議長代理 坪根副会長	それでは、議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定に関する件について、事務局より説明をお願いします
農政振興課	（農政振興課 担当 説明）

(田中)	
議長代理 坪根副会長	<p>ただいま農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長代理 坪根副会長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。</p> <p>白木原委員、中原委員、苅北推進委員は入室してください。</p>
	<p>白木原委員 着席 中原委員 着席（議長交代） 苅北推進委員 着席</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画（案）の所有権移転に関する件について、事務局より説明をお願いします。</p>
農政振興課 (田中)	<p>（農政振興課 担当 説明）</p>
議長	<p>ただいま農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。</p>
議案審議 議第4号	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について</p>
議長	<p>議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件の1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議長	<p>1番について、現地調査の報告を橋本委員にお願いします。</p>

橋本委員	(1番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま、1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 続いて、2番について審議に入る前に、黒土推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	黒土推進委員 退席
議長	それでは、2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	2番について、現地調査の報告を高倉委員をお願いします。
高倉委員	(2番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま、2番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 続いて、3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議長	3番について、現地調査の報告を白木原委員をお願いします。

白木原委員	(3番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、3番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 黒土推進委員は入室してください。
	黒土推進委員 着席
議 長	続いて、4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	4番について、現地調査の報告を白木原委員をお願いします。
白木原委員	(4番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、4番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 続いて、5番から8番について、事務局より説明をお願いします。
事務局(井上)	議案朗読
議 長	5番から8番について、現地調査の報告を多村委員をお願いします。

<p>多村委員</p>	<p>(5番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(6番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(7番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、5番から8番について多村委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め5番から8番について当委員会は許可と致します。続いて、9番について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局(井上)</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議長</p>	<p>9番について現地調査の報告を田畑委員にお願いします。</p>
<p>田畑委員</p>	<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、9番について田畑委員より調査報告がありましたが、異議は</p>

	<p>ございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。 続いて、10番について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>10番について、現地調査の報告を浦野推進委員をお願いします。</p>
浦野推進委員	<p>(10番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、10番について浦野推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。 続いて、11番について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>11番について、現地調査の報告を加藤推進委員をお願いします。</p>
加藤推進委員	<p>(11番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、11番について加藤推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

議 長	異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。 続いて、12番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	12番について、現地調査の報告を鷹崎推進委員をお願いします。
鷹崎推進委員	（12番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議 長	ただいま、12番について鷹崎推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、12番について当委員会は許可と致します。 続いて、13番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	13番について、現地調査の報告を百留推進委員をお願いします。
百留委員	（13番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で売買により所有権を移転するものです。申請地は境界もはっきりしており、譲受人は農地取得要件を満たしていますので問題はないと思われます。審議をお願いします。
議案審議 議第5号	農地転用事業計画変更に関する件について
議 長	議第5号農地転用事業計画変更に関する件の1番について、事務局より説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1番について、現地調査の報告を坪根委員をお願いします。

坪根委員	(1番の申請地の場所について説明) 当初の転用目的は、一般住宅用地です。事業継承により計画変更を行うものです。審議をお願いします。
議長	ただいま1番について坪根委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 続いて、2番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	2番について、現地調査の報告を田畑委員をお願いします。
田畑委員	(2番の申請地の場所について説明) 当初の転用目的は、農家住宅・納屋・農機具倉庫・進入路用地です。当初の事業計画を変更し、事業継承者により建売分譲用地としての事業計画変更を行うものです。審議をお願いします。
議長	ただいま1番について坪根委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号 議長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件の1番2番について、審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員 退席
議長	それでは、1番2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（中春）	議案朗読
議 長	1 番 2 番について、現地調査の報告を廣津推進委員にお願いします。
廣津推進委員	<p>（1 番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は宅地分譲用地（2 区画）です。生活排水は公共下水道に、雨水は申請地内に新設するU字溝を經由して西側水路に放流します。周囲に農地は無く、境界もはっきりしているので、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
	<p>（2 番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は宅地分譲用地（1 区画）です。生活排水は公共下水道に、雨水は申請地内に新設するU字溝を經由して西側水路に放流します。周囲に農地は無く、境界もはっきりしているので、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	ただいま 1 番 2 番について、廣津推進委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	異議なし
議 長	異議なしと認め、1 番 2 番について当委員会は許可と致します。橋本委員は、入室してください。
	橋本委員 着席
議 長	それでは、3 番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	3 番について、現地調査の報告を坪根委員にお願いします。
坪根委員	<p>（3 番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。生活排水は公共下水道に、雨水は東側水路に放流します。周囲に農地は無く、境界もはっきりしているので、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	ただいま、3 番について、坪根委員より現地報告がありましたが、異議

	<p>はございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 続いて、4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
	<p>橋本委員 退席</p>
議 長	<p>それでは、4番について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>4番について、現地調査の報告を坪根委員をお願いします。</p>
坪根委員	<p>（4番の申請地の場所について説明） 転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は公共下水道に、雨水は東側市道側溝に放流します。周囲に農地がありますが同意は得ており、境界もはっきりしているので、特に問題はないと思われまます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、4番について、坪根委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。</p>
	<p>橋本委員 着席</p>
議 長	<p>それでは、5番について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>5番について、現地調査の報告を白木原委員をお願いします。</p>

白木原委員	(5番の申請地の場所について説明) 転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に西側県道側溝に放流します。周囲に農地がありますが同意は得ており、境界もはっきりしているため、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま、5番について、白木原委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。続いて、6番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	6番について、現地調査の報告を奥委員にお願いします。
奥委員	(6番の申請地の場所について説明) 転用目的は太陽光発電施設用地です。雨水は自然浸透及び自然浸透型排水側溝により処理します。境界ははっきりしているため、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。
議長	ただいま、6番について奥委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。続いて、7番8番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	7番8番について、現地調査の報告を田畑委員にお願いします。
田畑委員	(7番の申請地の場所について説明) 転用目的は貸駐車場用地です。雨水は隣接水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界杭の確認も出来ましたので、特に

	<p>問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は貸店舗用地です。雑排水は合併浄化槽を設置し南側水路へ放流、雨水は敷地内で集水し東側水路に放流します。周囲に農地は無く、境界杭の確認も出来ましたので、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、7番8番について、田畑委員より現地報告がありました、異議はございませぬか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、7番8番について当委員会は許可と致します。</p> <p>続いて、9番から11番について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (中春)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>9番から11番について、現地調査の報告を村本推進委員にお願いします。</p>
村本推進委員	<p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に西側水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界杭の確認も出来ましたので、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に隣接する市道側溝に放流します。周囲に一部農地がありますが同意は得ており、境界杭の確認も出来ましたので、特に問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(11番の申請地の場所について説明)</p> <p>転用目的は資材置場及び駐車場用地です。雨水は敷地内の既設水路にて集水し北側水路に放流します。周囲に農地がありますが同意は得ており、境界杭の確認も出来ましたので、特に問題はないと思われます。審議</p>

		をお願いします。
議	長	ただいま、9番から11番について、村本推進委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、9番から11番について当委員会は許可と致します。続いて、12番13番について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (中春)		議案朗読
議	長	12番13番について、現地調査の報告を田畑委員をお願いします。
田畑委員		(12番の申請地の場所について説明) 転用目的は建売分譲用地(2区画)です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水と共に西側水路に放流します。周囲に農地がありますが、同意は得ており、境界杭の確認も出来ましたので、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
		(13番の申請地の場所について説明) 転用目的は事業所敷地拡張用地です。雨水は自然浸透及び敷地内で集水した分は南側水路に放流します。周囲に農地がありますが同意は得て おり、境界杭の確認も出来ましたので、特に問題はないと思われま す。審議をお願いします。
議	長	ただいま、12番13番について、田畑委員より現地報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、12番13番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第7号		非農地証明に関する件について
議	長	議第7号の非農地証明願に関する件について1番から6番まで、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま非農地証明願いに関する件について、1番から6番まで事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第8号	その他議案に関する件について
議 長	議題8号その他に関する件について、事務局より議案の説明をお願いします。
福永局長	（別紙議案のとおり）
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第2号、空き家バンク付随農地について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農用地利用集積計画（案）について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議題6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長時間の審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第7回定期総会を閉会いたします。</p>